

平成18年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成18年9月27日(水曜日)

議事日程第6号

平成18年9月27日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第177号
- 日程第4 議案第188号、議案第191号、議案第198号及び同第199号
- 日程第5 議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号、  
議案第192号、議案第204号から同第206号まで、陳情第3号
- 日程第6 議案第178号から同第182号まで、議案第193号から同第197号まで、  
議案第201号から同第203号まで、陳情第7号、発議第7号及び同第8号
- 日程第7 議案第200号
- 日程第8 諮問第2号
- 日程第9 議案第207号
- 日程第10 発議第6号
- 日程第11 閉会中の継続調査について
- 日程第12 議席の一部変更について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第177号
- 日程第4 議案第188号、議案第191号、議案第198号及び同第199号
- 日程第5 議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号、  
議案第192号、議案第204号から同第206号まで、陳情第3号
- 日程第6 議案第178号から同第182号まで、議案第193号から同第197号まで、  
議案第201号から同第203号まで、陳情第7号、発議第7号及び同第8号
- 日程第7 議案第200号
- 日程第8 諮問第2号
- 日程第9 議案第207号
- 日程第10 発議第6号

日程第11 閉会中の継続調査について

日程第12 議席の一部変更について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	6番	平野	久樹君
7番	五十嵐	哲夫君	8番	田原	実君
10番	松尾	徹郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博子君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	勢博子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	五十嵐	健一郎君	23番	山田	悟君
24番	池亀	宇太郎君	25番	大矢	弘君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	助役	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	野本	忠一郎君
市民生活部長	小林	清吾君	建設産業部長	渡辺	和夫君
総務企画部次長	本間	政一君	企画財政課長	織田	義夫君
総務課長	小林	忠君	青海事務所長	山崎	利行君
能生事務所長	田上	正一君	福祉事務所長	小掠	裕樹君
市民課長	荻野	修君	商工観光課長	田鹿	茂樹君
市民生活部次長					
健康増進課長					

農林水産課長	早水	隆君	建設課長	神喰	重信君
新幹線推進課長	田村	邦夫君	ガス水道局参事	細井	建治君
消 防 長	吉岡	隆行君	教 育 長	小松	敏彦君
教育委員会教育総務課長	黒坂	系夫君	教育委員会学校教育課長	月岡	茂久君
教育委員会教育次長			教育委員会文化振興課長		
生涯学習課長			歴史民俗資料館長兼務	山岸	欽也君
中央公民館長兼務	山岸	洋一君	長者ヶ原考古館長兼務		
市民図書館長兼務					
勤労青少年ホーム館長兼務					
監査委員事務局長	広川	亘君			

事務局出席職員

局 長	斉藤	隆嗣君	次 長	小林	武夫君
主 事	保坂	英樹君			

午前10時00分 開議

+

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、14番、久保田長門議員、24番、池亀宇太郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長に報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る9月13日と本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、追加議案についてであります。議案第207号、平成18年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）の1件で、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただくことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告について、総務財政常任委員長、建設産業常任委員長から、休会中の所管事項調査について報告したい旨の申し入れがあり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として発議第6号、道路特定財源に関する意見書、発議第7号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、発議第8号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書の3件が、所定の手続を経て提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、9月13日の議会運営委員会では、トキめき新潟国体糸魚川市実行委員会委員の議会選出について協議し、議長ほか3常任委員長を選出する。また、議席の一部変更について協議し、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務財政常任委員会及び建設産業常任委員会が開かれ調査を行っており

ますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

おはようございます。

去る9月19日に総務財政常任委員会を開催し、情報基盤整備について所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

冒頭、米田市長より、コミュニティ情報や緊急情報の配信を基本としたサービスについて、上越ケーブルビジョン株式会社と東日本電信電話株式会社に提案依頼し、今月15日に提案書が提出されたので委員会に配付。提案書の取り扱いについては、内容の確認がなされておらず、提案要件を満たしているかなど今後チェックが必要であり、取り扱いに際しては外部へ開示されないようご配慮を願いたい。今後、内容の精査やヒアリングを行い、比較する資料を整え、資料をお配りする予定としている。

その後、委員と提案者のプレゼンテーションを実施後、ご意見をいただく場と、市の考え方を示す場の2回必要であると考えているとの説明があり、委員会として、当日、委員会終了後に提案書の回収と、提案書の内容についての質疑は控えることを取り決め質疑を行っております。

委員よりの具体的な日程についての質問では、10月11日の午前中に提案者からの説明と質疑を行い、その後、委員会の委員から情報化についての意見を、市長出席にて聞かせてもらいたい。その後、市の考え方をまとめ、10月20日に市の考え方を示すというような日程を考えている。

また、資料配付については、比較検討し、不明箇所などをそれぞれの事業所に投げ返していかなければならず、そのような作業ができた時点でということにて、10月11日の前週を考えているとの答弁。

事業策定の一番のもとになる市街地の取り扱いについては、会社の考え方とずれがあった。あくまでも市街地という言葉の概念と会社の整備できる点が違っていた。これからも業者に対して最大限、行政負担ではなく、会社の負担の中でやっていただくようお願いしていきたいと思っている。その努力はしていきたいとの答弁。

地元業者が活用できるという選択基準の参入の枠については、この事業だけでなく、すべての事業の発注について地元を優先していきたいと考えている。しかし業者にもいろいろあり、限界もある。地元業者を優先するというのは私の基本である。放送も通信も仕事の発注になれば、一つに絞り込んで行うものではないと考えているとの市長答弁。なお、あらゆる方面、事業費、市民の負担ということも含めていろいろな角度から調査して、方針を出してもらいたいとの要望がなされております。

その他、多くの質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の所管事項調査を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

当建設産業常任委員会では会期中に、労働基準監督署の再編整備に対する対応について、9月22日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

委員より、3月議会で糸魚川労働基準監督署の存続を求める請願が全会一致で採択された。それから若者の定住、あるいは産業振興、中小都市の都市機能としての監督署がなくなることは、極めて痛手なので存続するように、あるいはそれに近い形で残すべきではないかということを中心に一般質問したが、担当課から当委員会に一切報告がなく、また、柏崎と時期的にも中身的にも、大変な落差のある取り扱いをされていることはまことに遺憾である。

柏崎市には7月5日付、新潟労働局長名の公文書で、月曜日から金曜日まで週5日間、2人の相談員を配置して対応するという回答をしている。当市にはそれから3カ月間もたとうとしているのに正式回答がなく、口頭での提示では週2日程度で、しかも1人ということである。柏崎を10とした場合、20%である。これはあまりにも糸魚川の意向を無視した対応ではないか。打てば響く、熱意を持った市民の負託に応える行政行動をとっていただきたい。先の話も見通しがなく、やるのは1年だけということでは、なくなるための準備をしているだけだと思うなどの意見がありました。

糸魚川市と柏崎市の3年間の労災に関する相談件数、事故件数、その中で特に死亡件数はどのくらいかの質問に対し、相談件数について、平成15年度は糸魚川署が350件、柏崎署は544件、平成16年度は糸魚川署が217件、柏崎署は528件、平成17年度は糸魚川署が248件、柏崎署は519件、労働災害件数について、平成15年度は糸魚川署が65人で、うち死亡者数は5人、柏崎署は104人で、うち死亡者数は1人。平成16年度は糸魚川署が56人で死亡者ゼロ、柏崎署は91人で死亡者は1人、平成17年度は糸魚川署が68人で死亡者2名、柏崎署は136人で死亡者は4人であるとの答弁でありました。

糸魚川市から労働基準監督署をなくす自体がおかしいと思う。この数字を今まで把握していなくて、新潟労働局とどうやって話をしていたのか。これから対策はどうするのかの質問に対し、新潟

労働局からの提示案は、とても了承できるものではないので、事故件数を楯にしなが、この地域における距離的、時間的問題も含めて、再度、新潟労働局へ働きかけをしまいいりたいと思っているし、中央へも働きかけをしまいいりたいと考えている。少なくとも柏崎に勝るとも劣らないような形で、要望を展開してしまいいりたい。状況についても、この委員会で逐一報告していききたいとの答弁でありました。

委員より、報告するのではなく、よい方向へもっていかなくてはいけない。大きな期待をしているのでよろしくお願ひしたい。政治対応等を考えながら、死に物狂いでやってほしい。災害の多い地域で、人の命の大切さを考えながら真剣に行動を起こしてもらいたい。県議員や国会議員がいるので、そういう方面の方をお願ひするなど、あらゆる手尽くしてやっていただきたいとの強い意見がなされました。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第177号

議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第177号、平成17年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第177号、平成17年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定のうち、当総務財政常任委員会に付託されました関係部分について、去る9月19日と20日に審査が終了しておりますので、

その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

2款、総務費、男女共同参画推進事業において、市の男性、女性の職員数の比率に比べて、女性の役職員の割合が少ないが、取り組みについての質問に、女性の場合、産休などで男性の方と若干の差が出てしまうのではないかと思う。市長からも女性の登用を心がけるように言われている。男女共同参画を進める上で、こういうことは重要であると認識しており、登用して任用していくことには、それなりの基準、知識、経験などが加味される中での結果との答弁に、積極的に取り組んでいただきたいとの要望がなされております。

また、財産管理費において経費の分類の仕方が違うことから、庁舎及び支所管理費など一本化することと、細かくわかりやすく明記すべきとの意見がありました。

コミュニティ推進事業の花いっぱい会補助金においては、プランターを並べてまちをきれいにするのも結構であるが、それだけではなく、それぞれの地域のよさを生かした自然の植物を活用した花いっぴいの取り組みが必要でないか。そういう点では行政主導で行うのも、ある程度必要であると思うが、その地域、地域で、その特色が育っていくような方向に進めていってほしいとの意見。

地域情報化事業の情報化計画策定委員会委員報酬においては、策定委員会の終了に当たって、策定委員会が集約したものを総務財政常任委員会に提出できないかとの要望に、提出するとの答弁がありました。

9款、消防費、防災行政無線整備事業においては全体の工事費の概要、エリアごとにどれぐらいの出力で、どれぐらいの住民に対して告知放送、野外放送をやらなければならないかということも当然出てくると思う。聞こえ過ぎるとかの苦情も考えられるが、それらをあわせて現状をしっかりと把握しておいていただきたいとの意見がなされております。

このほかにも質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に分割付託となりました、議案第177号、平成17年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての関係部分については、去る9月21日、22日にわたり審査を行い、終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

商工観光課関係では、シャルマン火打スキー場の昨シーズンの総括と、来シーズン以降の改善点について説明を受け、その中でシャルマン火打スキー場のレストランとスキースクールの直営化と

コンサルタントの導入についての質問に対し、スキースクールもレストランも火打山麓振興株式会社が直営で行いたいという内容である。今までテナントに任せていた部分としては問題が多く、意見、苦情に対してもなかなか小回りが効かない態勢であることから直営化をして、よりお客様の希望にお応えできるような態勢にしていきたいという内容での直営化である。

コンサルタントの導入については、あくまでも経営改善計画はみずからの力をつくっていくが、中小企業診断士等から、いろんな広い視野で意見をいただきたいという内容であるとの答弁でありました。

また、市が2つのスキー場の業務委託をしているという視点で、19年度以降の事業計画並びに予算化について、どのような見解を行政として持っているかとの質問に対し、シャルマン火打スキー場の経営の中身について、もっと経費が節約できるもの、対応によっては収益が上げられるものというものがある。指定管理者からは、シーサイドバレースキー場の運営の仕方、そこに張りつける要員も参考にして、これからの経営改善に当たっていくという話も聞いている。地域の活性化につながる大事な事業なので、まずいところは直して、そこでしっかり経営をするような方法を立てていただきたいとの答弁でありました。

農林水産課関係では、農村活性化施設整備事業で、活動見込みはどうかとの質問に対し、上路山村振興センターについては、オープンしたのは昨年11月12日であり、入り込みについては1,079食出ている。平均すると1日平均65食である。18年度は6月24日から土日だけの営業ということで、7月30日まで営業した。その間の入り込みについては433食出た、平均すると36食である。ことしの秋の新そばについては、10月22日から営業を開始したい。

17年度については、畑地造成した部分が約1町歩くらいであり、18年度は田んぼ3枚をそば畑に改良して、水張り面積で1.35ヘクタールくらいになった。18年度は多少なりとも、そば粉は多くできているので、そば粉のある限り続けていきたいと地元の方と協議しているとの答弁でありました。

建設課関係では、河川海岸費で、2級河川早川水系整備促進同盟会をつくって5年がたつ。河床が荒れている上に、日常の管理として草木が生い茂っており、改善、前進がない。整備促進に対して改めて運動、取り組みを総括して、新たな展開や改善する考えはないかの質問に対し、非常に河床が洗掘している場所であり、整備については県に要望しているが、同盟会の中で市もあわせて検討していかなければいけないと思っている。市としても別の角度で、大いに整備促進に向けて対応をとっていきたいとの答弁でありました。

歳入について、住宅使用料だけで879万円も収入未済額がある。財源確保だけでなく、受益者間の公平性の問題があるので、未納者の実態に応じた適切な対応を講じてもらいたいとの質問に対し、ご指摘のとおりで、まことに申しわけない。条例では3カ月滞納していると退去命令が出せるということで、昨年、1人に対して実際命令を出して、退去いただいたという事例もある。保証人の方に事情を説明して支払ってもらうということもある。公平性を保つためにも、引き続き粘り強く努力していきたいとの答弁でありました。

このほか活発な質疑が行われ、採決の結果、異議なく認定しております。

以上、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日に、文教民生常任委員会に分割付託となりました、議案第177号、平成17年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての関係部分につきましては、去る9月14日及び15日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定であります。なお、この案件につきましては、起立採決を行っております。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

市民課関係では、決算全体に言えることではあるが、時間外手当が多過ぎるのではないかとの質問に対し、この大部分は合併時の事務調整に費やした時間である。決算書を例にとっても一般会計だけで5本、他に特別会計まで作成しなければならなかったことなど、平成17年度の超過勤務は超例外的であるとの答弁でした。

また、歳入について、不納欠損額と収入未済額の占める割合が多くなってきている。高額滞納者への対応の考えはとの問いには、納税は市民の義務であるが、納めたくても納められない事態に陥った方の不納欠損額が出てきている。未済金についても何とか時効までに納めようとしている方もいる。そのような中で、担当職員も収納向上に努めているし、差し押さえ等の強行手段も想定した中で、県職員の指示を仰いでいるとの答弁でした。

健康増進課関係では、市民健康づくり施設助成金は、今後も同様の補助が行われるかとの質問には、旧系魚川市のときからプール、温泉、体力チェックなどの3つの施設を、あわせて健康づくり施設として一定の支援をしてきた。当時としては、それなりの意味があったと思うが、このままでいいとは考えていないので、今後の検討課題であるとの答弁でした。

このほかにも活発な質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第177号、平成17年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

合併後の系魚川市における、実質的な初年度の決算であります。歳入総額は約308億円で、対前年7.1%の減となっております。歳出総額は約291億円で、対前年7.3%の減であります。款で言いますと、土木費が19.4%、公債費が16.7%、総務費14.5%、民生費が13.7%の順となっております。

地方自治体の仕事は、住民の福祉の増進を図ることが基本であります。土木費が一番多く、借金返済、総務費と続き、民生費が4番目ということは、土木偏重で借金が多く、暮らし応援の姿勢になっていないということでもあります。少子・高齢化が進む中ではなおのこと、福祉、教育、暮らしに力を入れた市政こそ、求められていると考えるものであります。

4款、衛生費では、須沢の総合健康センター整備事業として、基本計画策定業務委託料441万円が支出されております。現施設は建設されて31年です。耐震化も含め補強すれば、まだ使えると思いますし、広い市域の中で健康づくりの拠点化は、効果的な方法とは言いがたいものであります。

う蝕予防事業については論争中のものであり、このようなものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。歯みがきの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことであります。

7款、商工費のスカイパーク事業であります。約1億2,800万円の支出であります。リフトの使用料収入は4,500万円です。地域の活性化のためとあって済むことではありません。シーサイドバレースキー場との整合性をとりながら、繰り入れ限度額を定めて抜本的に改革すべきであります。

10款、教育費では、中学生海外派遣事業で添乗業務委託料と補助金等950万円支出されておりますが、限られた枠の中での取り組みであります。自己負担もあるということは、経済的に大変な生徒は最初から対象外となりかねないものであります。義務教育の段階での取り組みとしてふさわしいかどうかは、はなはだ疑問であります。別の取り組みを検討すべきではないか。

能生の生涯学習センター建設検討事業委員報酬等18万円支出されておりますが、新市建設計画では16億円の概算事業費が見込まれている事業であります。建設が予定されているところの施設は、体育館が建築後31年、児童館、図書館が11年です。まだ改築せずとも使えると思いますし、必要なら補強などすればよいのではないかと考えます。使えるものは使って、市民の切実な要望に応える姿勢が必要であります。

以上を述べまして、反対討論といたします。

議長（松尾徹郎君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木勢子です。

議案第177号、平成17年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

4款、衛生費、3目、母子衛生費についてであります。市が取り組む母子保健事業は前向きで、高く評価できるものであります。それに反して同3目のう蝕予防のフッ素関連事業については反対であります。保育園、幼稚園、小中学校、集団現場におけるフッ素洗口と、3歳未満児の高濃度のフッ素塗布については、幼少期からの劇薬指定のフッ化ナトリウムによる薬物依存は、米田市政が目指している健康づくりの精神とかけ離れているものであります。専門家の間でも賛否両論があるフッ素については、疑わしきは使用せずの姿勢で貫いてほしいと考えております。

10款、教育費、3項、中学校費の中学生海外派遣についてであります。義務教育の中で、全中学生の3%のために行われたこの事業に反対いたします。

さまざまな理由で参加することができない生徒への教育的な配慮がありません。また、事業費のうち旅行代理店への添乗業務委託料96万5,000円も高額な支払と言わざるを得ないものであります。国際交流、国際理解のためホームステイを目的とするならば、義務教育の中でもっと別の事業を展開すべきであります。

最後に、市民への広報と情報提供システムのホームページについてであります。

2款、総務費、広報事業費として、システム借上料380万円の決算額がされております。私は昨年6月定例会一般質問で、市の広報紙やホームページについて上越市のホームページを事例に取り上げました。だれも見やすく、わかりやすい内容に努めるべきは、公の責務であるとも主張しました。その上越市のホームページにかかる17年度決算は131万円ほどの少額で驚き、担当である広報対話課へ出向き伺いましたところ、外部委託をしていないということがわかりました。

上越市のホームページは、市職員1名と人材派遣員など2名、合わせて3名で行っており、131万円は2名の人件費であります。また、この3名の方はホームページ専従ではなく、上越市の広報紙や文書関係も担当しているということであります。妙高市に至っては、当市と同様の外部委託であります。その決算額は117万円プラス謝礼3万円であることがわかりました。

当系魚川市は1,900万円で5年間のシステム契約を富士通と交わしておりますが、多額の経費をかけずにできる近隣の市の事例もあり、当市はあまりにも高額な買い物をし、クーリングオフもできない状態であると言わざるを得ません。最少の経費で最大の効果を上げるという点からも、ホームページシステム借上料は、認定できるものではありません。

以上の観点で、私は議案第177号に反対いたします。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第177号、平成17年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は、各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第4．議案第188号、議案第191号、議案第198号及び同第199号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第188号、議案第191号、議案第198号及び同第199号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

本定例会初日に総務財政常任委員会に付託されました案件は、議案第188号と議案第191号、議案第198号及び同第199号の4件であります。

去る9月19日と20日実施の委員会において審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決及び認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第188号、平成17年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定について、議案第191号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてと、議案第199号、財産の取得についての3議案については、若干の質疑応答がありましたが、特段報告する事項はなく、異議なく可決及び認定されております。

議案第198号、糸魚川市総合計画基本構想の策定については、担当課より、議員派遣により議会と協議を重ねてきた。その後、基本構想では二十数カ所、基本計画では七十数カ所の変更箇所のうち、主だった変更箇所の説明を受けております。委員より、活発な質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

なお、計画策定の趣旨についてと、（仮称）健康づくりセンター建設及び国民保護の事項について反対意見があり、起立採決の結果、賛成多数にて可決いたしております。

以上で、総務財政常任委員会報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第198号、糸魚川市総合計画基本構想の策定について、反対討論を行います。

基本構想のまちづくりの将来指標では、平成17年の人口を国勢調査の数字で4万9,844人とし、平成19年度から始まる総合計画の最終年度、平成28年には4万3,000人と推計、目標の想定人口を4万4,000人としております。就業者数も2万5,770人から2万1,900人と推計し、目標の想定就業者数を2万2,100人としております。少子・高齢化も想定している中での総合計画であります。

昨年11月に公表されました新潟県報道資料によりますと、平成16年度新潟県市町村普通会計決算では、義務的経費は38.6%となっており、内訳は人件費18.4%、扶助費8.0%、公債費12.2%であります。投資的経費は16.5%で、内訳は普通建設事業費14.7%、災害復旧事業費1.8%であります。糸魚川市総合計画の前期の財政計画では、一般会計であります。人件費16.2%、扶助費6.7%、公債費16.4%であり、投資的経費は20.5%となっております。構成比を見ますと、これまでの延長線上の計画であるといえます。

新潟県内の市町村全体と糸魚川市を比べると、糸魚川市では人件費、扶助費が少なく、公債費、投資的経費が多いということでもあります。投資的経費のうち災害復旧事業費は平成15、16、17年度決算で0.7、2.4、1.0%でありますから、他の市町村とそれほど変わりません。つまり普通建設事業費が多いのが、当市の最大の特徴であります。つまり施設整備が多く、それに伴い、その借金返済が多いということでもあります。

今回の総合計画では、人口が減少し少子・高齢化が進むこと、就業者数も減少し、財政も厳しくなることを想定しておりますが、施設整備重視の姿勢は変わらず、健康づくりの拠点施設や生涯学習センター、文化活動の拠点施設、情報通信基盤の整備等々莫大な整備費をかける内容となっております。既存の施設でも、補強しながら使えるものは使うということではなく、合併したこの機会に新しい施設をつくらうという姿勢であります。情報通信基盤の整備については、まだ方向は決まっておりますが、財政力が弱く借金が多い当市において、デジタル革命などと言われ、通信と放送のサービスの違いがなくなるとうしている状況の中、巨額の整備費をかけて整備し、後々大変な荷物になってしまったということのないようにすべきと考えます。

医療面での救急救命センターの整備等、市民の切実な要望に応える施策こそ必要であります。

国民保護措置の展開を推進という点については、国民保護法の最大のねらいが、国民に戦争に備えるのは当然という意識を持たせ、戦時動員態勢をつくることにあると考えますので反対でありま

す。

以上を述べまして、反対討論といたします。

議長（松尾徹郎君）

次に、笠原幸江議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

笠原議員。〔3番 笠原幸江君登壇〕

3番（笠原幸江君）

新生クラブの笠原幸江です。

私は議案第198号、糸魚川市総合計画基本構想の策定について、賛成の立場で討論いたします。

まず討論の前に、糸魚川市総合計画策定委員となられた市民代表の30名の方々にお礼を申し上げます。通算27回もの策定委員会を開催され、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」を基調とした大変内容のある基本構想を練り上げていただきました。また、情報を開示して地域での説明会を開催し、広く意見を聞く中で論議され進められたことは、意義のあるものと思います。委員の皆様のご苦勞に感謝するとともに、重ねてお礼申し上げます。

議会でも数回にわたり意見を述べてまいりました。目標とする都市像の表題では、表現の仕方、文言の使い方など意見がありましたが、構想の大意に触れるものでなく、これを進めるべきと考えます。

さて、この基本構想は総合計画の根幹をなし、基本理念と将来像、今後10年間の糸魚川市のありべき姿と、それを実現するための施策の方法と目標をあらわしています。

まず、本市を取り巻く社会経済環境では、少子化、高齢化に加え生産人口の減少、及び情報化を中心に急速に進化する社会の中で新たに起き上がる教育問題や、豊さを体験しながらもお格差社会となっていくさまざまな社会現象、そしてそれら諸問題を抱えている地方、国の厳しい現実など、本市が直面する深刻な問題点をしっかりとらえています。

まちづくりの主要課題では、冒頭で述べました厳しい環境の中で少子化対策、高齢化対策、そして教育の重要性と多様化する社会でのコミュニティの機能の必要性を上げ、本市の健全経営にはしっかりとした財政基盤が必要であると指摘し、目指すべき都市づくりで解決しなければならない問題が示されています。

まちづくりの目標では、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」を基調に産業の創造、各種インフラ整備、そして人づくりに力を入れ、日本列島の中心の糸魚川から全国へ情報を発信し、活力ある交流都市を目指す明確な目標を掲げています。

施策の大綱では、今後、重要課題として取り組まなければならない事柄を健康福祉分野、教育分野、生活基盤分野、産業分野、生活環境分野、地域づくり自治分野に分け、各分野ごとに取り組む対象と施策を明文化しています。

以上、これらのことは社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズの対応など、新糸魚川市が抱える課題に的確に対応するため必要不可欠なものであります。また、すばらしいふるさと糸魚川を築き、いかに発展させ、次世代に引き継いでいくかの指針であります。私はこの基本構想は、21世紀を展望する中で、その初頭の時代に本市が目指すべき都市像が明確にされていると思います。この基

本構想をもとに基本計画、実施計画と着手するわけですが、今後の作業が進めやすい構想に仕上がっていると評価するものであります。

糸魚川市民5万人の安心、安全な生活を確保するために、努力しなければなりません。時代に取り残されることなく、今後も市民とともに情報を共有しながら、広くなった地域と地域のつながりの柱として、私も微力ではありますが努力することをお誓いし、議員各位におかれましても、ご賛成いただけますようお願いして、議案第198号、糸魚川市総合計画基本構想の策定について、賛成討論といたします。終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。

議案第198号、糸魚川市総合計画基本構想の策定について、反対いたします。

策定に当たり、これまで数多くの審議会が開催されてきましたが、市民参画とはほど遠い行政主導スタイルであります。平成28年を目標とする10カ年計画でありながら、人口減少や少子・高齢化への危機感も薄く、単なる響きのいい言葉と活字並べが多く見られ、評価できるものではありません。

住みよい住環境の整備として公営住宅の位置づけをされて、「生活に困窮する低所得者」の文言が、「生活に困窮する市民」と差し替えられたことは評価しております。しかし、今後10年先を見通して、現在所有する370戸の市営住宅の増設も視野に入れていない総合計画では、人口減少対策や若者の定住対策にも消極的であると言わざるを得ません。地域間競争が叫ばれる今日、全体を通して積極性が欠ける総合計画と言わざるを得ないものがあります。

また、国が最重要課題と位置づける男女共同参画社会の推進関連も、他市との比較では大きく後退しております。次世代を担う子供たちの心身ともに健やかな成長を願うなら、薬物による虫歯予防事業は計画に織り込む必要性がないこともつけ加えさせていただきます。

以上の観点から、私は議案第198号に反対いたします。

議長（松尾徹郎君）

次に、大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大滝議員。〔15番 大滝 豊君登壇〕

15番（大滝 豊君）

私は清新クラブを代表いたしまして、議案第198号、糸魚川市総合計画基本構想の策定について、賛成討論を行います。

申し述べるまでもありませんが、1市2町が合併後に新市の建設を総合的、かつ効果的に推進することを目的とし、新市の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上、新市の均衡ある発展を目指

して新市建設計画が策定されました。糸魚川市総合計画は、この新市建設計画を基本に策定するものであります。

例えば、「すこやか やすらぎ 支え合いのまちづくり」では、市民みずからの健康づくりの推進と、健康づくり活動施設の整備を上げております。この中で青海地域須沢地区の総合福祉センターを改修し、市民の健康づくりを拠点とする（仮称）健康づくりセンターの計画が進められております。生涯にわたる健康づくりと生活習慣病などの予防、抑制を図り、食生活改善などとあわせて運動を取り入れ、市民の健康づくりを推進することにより医療費の抑制にもつながり、老若を問わず自分の健康は自分で守り、各自のメニューに合わせた指導を実践していこうということが目的であります。心身ともに健康で笑顔を絶やさない生活は、新しいまちづくりには欠かせない重要な事項であります。市長の積極的な取り組みと、早期実現を期待しております。

「交流いきいき産業のまちづくり」では、農林水産業の振興があり、活性化と基盤整備を上げております。この産業が継続的に経営できる体制づくりを育成、支援し、担い手の経営安定を図るため、生産基盤の整備や物流の効率化を図り、経営基盤の強化を推進するとあります。

林業振興1つ見ますと、当市には約1万ヘクタールのスギの人工林が存在しております。市長はこの資源を有効利活用し、地場産木材の利用拡大策として、昨年11月に森林組合を中核に関連各団体とて糸魚川市森林林業振興協議会を設立し、地域の特性を生かした林業と木材産業の振興を図り、基盤整備を行い、また、ふるさと木の家づくり振興協議会を設立し、地元木材を使った住宅の増改築に助成制度を新設するなど積極的に施策を展開し、地場産業の活性化に努めるなど、しっかりとした方向性を打ち出しております。

また、財政面におきましては、地方交付税削減などの影響で、当初の見込額より変化してきており、大変厳しいものが予想されますが、例えば合併特例債、過疎債、辺地債など有利な財源確保に努めていただき、事業の優先順位をしっかりと見定め、効率的な財政運用を行い、行政改革を含めすべての分野の施策に対して市民と議会と行政と一体になり、みんなでよりよいふるさと糸魚川を築き上げ、次世代に引き継いでいけるように、一つひとつ確実に実現化していただくことを強く米田市長に期待いたしております。

このような観点から賛成いたすものであります。何とぞ議員各位よりご賛同賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、市長から、旧1市2町の均衡ある事業を推進していただき、地域の強い絆の醸成をお願いいたしまして、議案第198号、糸魚川市総合計画基本構想の策定について、賛成討論を終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第188号、平成17年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第191号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第198号、糸魚川市総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第199号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5、議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号、議案第192号、議案第204号から同第206号まで、陳情第3号

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号、議案第

192号、議案第204号から同第206号まで、陳情第3号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号、議案第192号、議案第204号から同第206号までの議案11件であります。

去る9月21日、22日に審査を行い終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決及び認定であります。

なお、継続審査となっております陳情第3号、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情につきましては、不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第185号、平成17年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、個人の井戸を持っている世帯の下水道使用料についてと、市の上水道と個人の井戸を併用している世帯はどのくらいあるのかとの質問に対し、水道と井戸を併用している場合については、水道の分はメーターで計算し、井戸の分は1人について8立方メートルの半分の4立方メートルと認定し、世帯数を掛けて加算している。

8立方メートルについては、糸魚川市下水道条例施行規則の第29号の(2)でうたっており、おおむね平均すると1人当たり8立方メートルとなっている。これに基づき説明会でも説明させていただいている。件数については、井戸のみは26軒、水道水との併用については202軒であるとの答弁でありました。

委員より、例えば井戸水は冬季の消雪パイプくらいにしか使っていない場合でも、井戸を使っていない春から12月ごろまで下水道使用料を徴収する。また、1人当たりとなっているが、世帯構成が変わるたびに見直すのではなく、年に1回、4月1日現在を基準にするなど、下水道使用料制度について問題があるとの意見が多数ありました。

この問題については、今後、ガス水道局で対策をとって、早い時期にこの常任委員会に報告していただきたい。そのめどについてはいつかの問いに対し、井戸と水道の併用の問題については、数字等をきちんと精査した中でわかりやすく説明できるようにし、対策の方向づけについて10月の中旬くらいまでに整理していきたいとの答弁でありました。

次に、議案第192号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定については、21条の2で、死別または離婚した場合に5年以内に明け渡さなければいけないとあるが、5年の合理性はどのように考えているかの質問に対し、合計70歳以下の方から入っていただき、合計70歳で入居の方は80歳までという5年間入居できるので、それを引用させていただいた。単

身だと経済的に大変だということから、この特定賃貸住宅若者向け住宅にそのまま入居するのは、家賃の上からも非常に大変だということもあるので、別のふさわしい住宅をあっせんしてまいりたいとの答弁でありました。

次に、陳情第3号、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情について、委員より、これはずっとやってきて失敗もあったが、ある程度解決したと思う。一方、政府が輸入の許可を出しているが、危険が完全になくなって、安全な食品だという輸入の方法ではない。いつ、どこで、また何が出るかわからず、こういう方法で政府として取り組んでいただきたいという意見があり、本案について起立による採決の結果、起立少数により不採択と決しました。

このほか活発な質疑が行われ、審査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

訂正させていただきます。個人の井戸の関係で、「世帯数」を「世帯員数」と変更していただきたいと思えます。訂正を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

陳情第3号、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情に、賛成の立場から討論いたします。

米国産牛肉の輸入は再開されましたが、陳情で指摘されている問題点はそのままになっております。多くの国民の不安は、解消されていないというのが現状であります。

陳情で指摘されている問題点は、アメリカでは屠畜される牛でBSE検査を行っているのは極めて少ないこと。生産流通履歴をたどる制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできないこと。特定危険部位の除去では、日本はすべての牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、アメリカでは30カ月齢以上の牛に限られていることなどであります。

国内のBSE対策について求めているのは、アメリカ、カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際、日本で実施されている全頭検査、全頭からの特定危険部位の除去等を基準に評価を行うこと。輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。牛肉を使用した外食加工品等、すべてに原料、原産地表示を義務化することなどでありますが、当然のことと思えます。

食の安全、安心を求める国民の願いは、ますます高まっております。本陳情は、基本的に大多数

の国民の願いと合致するものと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第183号、平成17年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第184号、平成17年度系魚川市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第185号、平成17年度系魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第186号、平成17年度系魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第187号、平成17年度系魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第189号、平成17年度糸魚川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第190号、平成17年度糸魚川市ガス事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第192号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第204号、平成18年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第205号、平成18年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第206号、平成18年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第3号、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する採決は起立により行います。

本陳情に対する委員長報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第6．議案第178号から同第182号まで、議案第193号から同第197号まで、議案第201号から同第203号まで、陳情第7号、発議第7号及び同第8号

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第178号から同第182号まで、議案第193号から同第197号まで、議案第201号から同第203号まで、陳情第7号、発議第7号及び同第8号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第7号及び同第8号の説明を求めます。

倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日に、当文教民生常任委員会に付託となりました案件は、議案第178号から同第182号まで、議案第193号から同第197号まで、議案第201号から同第203号まで、陳情第7号、以上、議案13件、陳情1件であります。

審査は、去る9月14日及び15日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案13件については、いずれも原案可決及び認定、陳情第7号については採択であります。

審査の過程における主な事項を報告いたします。

議案第178号、平成17年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてで

は、国保税の収入未済額について金額が多い。担当課としてどう考えているのかとの問いには、収入未済額については、昨年度840万円ほどふえている。不納欠損額については、昨年度1,600万円、ことしは900万円である。単純に言えば、不納欠損分が収入未済分となったとの答弁でした。

議案第181号、平成17年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、施設介護についてどう分析しているのかとの質問に対し、特別養護老人ホームに入所希望者が440名弱いる。その中身を分析すると、緊急に入所を希望する人はほとんどいない。申請したから安心だという人もいる。デイサービスも多く開所しているので、ショートステイはきょう申し込みをしても、あすには入れるという状況である。そういう点では、選択する余地が出てきているとの答弁がありました。

議案第203号、平成18年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、介護保険システム制度改正対応作業委託料の算出根拠はとの質問に対し、満65歳になると介護保険料を納めることになるが、社会保険庁で行うのが年1回となっており、65歳になった年は納め忘れする人もいる。そこで市では年2回としたいものであり、業者に見積もらせた数値であるとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

陳情第7号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情につきましては、異議なく採択となりました。

これにより本陳情は、意見書提出を願意としていることから、発議第7号及び同第8号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第7号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし、私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っている。

しかし、私立高校における学費(初年度納入金)は全国平均で69万円と、公立の6倍にも達するとともに、専任教員の数は公立基準の約7割の水準にとどまっており、学費と教育条件において公立高校との格差が生じている。こうした格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費(私学助成)が公立の約3分の1にとどまっていることにある。

憲法および教育基本法は「教育の機会均等」を謳い、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけている。にもかかわらず、私立学校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければならない。

よって、政府(議会)におかれては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費(私学助成)増額にいっそう努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

次に、発議第8号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし、私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書。

新潟県の私立高校は進学に立脚しつつ、自主的かつ特色ある教育を行いながら、公教育の重要な一翼を担ってきた。

しかし、公教育でありながら私立高校の学費（初年度納入金）は平均で53万円、公立との格差は3.87倍となっている。また、専任教員の数も公立基準の約8割の水準にとどまっており、学費と教育条件において公立高校との格差が生じている。こうした格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1に低く抑えられていることにある。

憲法および教育基本法は「教育の機会均等」を謳い、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけている。にもかかわらず、私立学校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければならない。

よって、県におかれては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額にいつそう努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上で、文教民生常任委員会の審査報告を終わります。

発議第8号の中で、一部訂正をお願いします。新潟県の私立高校は「建学」の精神に立脚しつつと言うべきところを、「進学」の精神に立脚しつつと言いましたので訂正いたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第7号及び同第8号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第178号、平成17年度系魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第179号、平成17年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第180号、平成17年度糸魚川市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第181号、平成17年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第182号、平成17年度糸魚川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第193号、糸魚川市障害者地域生活支援センター条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第194号、糸魚川市精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第195号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第196号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第197号、糸魚川市立小学校及び中学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第201号、平成18年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第202号、平成18年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第203号、平成18年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第7号及び同第8号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第7号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第8号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第7号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第7．議案第200号

議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第200号、平成18年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第200号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）につきまして、当総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る9月19日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。経過について報告いたします。

企画費のテレビ難視聴地域解消事業費において、なぜ移設かについて、土地については市と賃貸借をしていたが、所有者から数年前から明け渡しをしてほしいと要請があったものであり、今回、それに応じて近接のところにテレビ中継局を移設したいとのことである。また、移設場所も民間の土地であり、とりあえず借地するが、このようなことが何回も起こると困るので、用地買収する方向で話を進めているとの答弁がなされました。

協働のまちづくり費において、地域プロジェクトモデル事業の説明がなされ、新潟県が地域の自立と活性化の促進を目指して、平成18年度新たに設置した地域プロジェクト事業及び地域活性化モデル事業の採択を受けて実施する事業であり、地元要望をもとに系魚川地域振興局が計画の取りまとめを行い、塩の道を核とした地域活性化のプロジェクト事業が7月末に知事査定を得て、県内で初めてモデル事業として根知地区が採択されたものである。

この事業は体験観光の受け入れ体制を整備し、交流人口の増加と地域産業の活性化を図り、自立した地域経営モデルを育成することを目的に、平成18年度と19年度の2カ年にわたり実施するもので、補助対象事業費として、施設整備費のハード事業で6,000万円、体験プログラムや情報発信などのソフト事業で800万円を限度に事業を実施する計画となっている。

また、事業の実施主体につきましては、原則としてハード事業は系魚川市、ソフト事業は地元とすることで、新潟県から指導を受けているとの説明がありました。

委員より、根知地区以外での観光案内看板の設置や塩の道を生かした長野県側との歩調強化、及び2カ年事業後における施設などを核とした継続など意見がなされております。

その他、若干の質疑が交わされましたが、特段報告する事項はございません。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に分割付託となりました議案第200号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）の関係部分について、去る9月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

商工観光課関係では、観光誘客宣伝事業の健康づくり大学の基礎調査についてマニュアルがある

のか、あるいは調査を団体に委託するのか、調査の内容は温泉の成分や効能の調査なのかの質問に対し、社団法人民間活力開発機構に委託する予定にしている。10月に入ったら開発機構の数名で現地に来て資源等を見ていただき、調査分析を行う予定になっており、現在、開発機構と打ち合わせをしている段階である。

温泉成分等については事前の報告で、市内の10温泉の源泉、施設概要の資料を渡してある。現地調査では市内の温泉と資源等を組み合わせたプログラムを作成するための資料収集の調査と考えているとの答弁でありました。

建設課関係では、市道東山線の融雪施設整備事業は延長どのくらいで、水量はどのくらい使うのか。水道料金や電気料をどういう出し方をするのかの質問に対し、国道8号から踏切を渡って横道線までの106メートルを計上している。これにあわせて浜田踏切の拡幅もあり、JRの方は踏切用に消雪パイプを引いていただきたいということで、道路用で約300リットル、踏切で200リットルの500リットルを丸一繊維さんからいただく。水道料金については水道計をつけて水量を図り、水道料金を按分する。電気料については流量計を使って水量を測り、丸一繊維さんの使う井戸の電気料を水量按分で割るようになるとの答弁でありました。

深夜に雪が降った場合、出勤時にまだ水が出ていないケースがあるがどうかの質問に対し、水圧の変動で機械が支障を来すということで、状況を見ながら丸一繊維さんの社員が手で操作している。協議の中で、市としては自動化でということで業者を含めて検討したが、水源から工場の管の距離が長いということで、水圧の変動がゆっくり伝わるため自動化は無理だということになっている。担当の職員に大変なご苦勞をかけるが、なるべく降雪時に臨機に対応できるようにお願いしたいとの答弁でありました。

さらに産業振興ということで生産活動をやって、大勢の人を雇用してもらいたいし、一方では、市民生活の大事な足であり、新幹線のトンネルを掘削した場合は冬場でもトラックが通るために拡幅して消雪パイプを入れる。そこの兼ね合いを考慮し、判断してほしいとの意見もありました。

このほか活発な質疑が行われ、採決の結果、異議なく可決しております。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会の初日に、文教民生常任委員会に分割付託となりました議案第200号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）の関係部分につきましては、去る9月14日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

福祉事務所関係では、地域生活支援事業について詳細な説明を求めたことに対し、地域自立支援協議会の委員は、身体・知的・精神の施設職員、身体障害者会代表、手をつなぐ育成会代表、精神

の家族会代表、ヘルパー事業所代表、労働関係職員、教育関係職員、商工会議所、医師、地域住民等20名を予定している。

支援事業は、移動支援事業、障害者訪問事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、緊急短期入所事業で、緊急短期入所事業については、障害者自立支援法で申請日から支給決定日までのサービス利用ができない期間に、どうしてもサービスが必要な人にサービス提供をするもので、市の独自事業であるとの答弁がありました。

健康増進課関係では、冒頭に、糸魚川病院産婦人科病棟環境改善事業について、当議案提出に至るまでの報告を受けた後、担当課から改善概要について、2階、産婦人科外来診療のプライバシー保護を目的としたレイアウト変更、5階、LDR陣痛分娩室を1室設けるための分娩室周りのレイアウト変更、及び産婦人科病棟の廊下、病室の内装リニューアルとの説明がありました。

改善計画に当たって、市も計画にかかわってきたのかとの問いに、これまで数回、医師、助産師を含めて、改修内容の要望をしてきた。市の要望に合うところまでは至ってないが、厚生連でも最大限にやれる見通しの中で決定したものであるとの答弁でした。

また、市内で産んでもらうための顧客満足度への取り組みはどうかとの質問には、既存施設の改善ということで改修には限度がある。糸病では妊娠期から産後までの一連のケアが売りである。糸病と市の保健師で連携しながら訪問も回数をふやすとともに、24時間の電話相談も受け付けているとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第200号、平成18年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

昼食時限のため午後1時まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 8 . 諮問第 2 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 8、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご苦労さまでございます。

諮問第 2 号をご説明申し上げます。

諮問第 2 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現在、人権擁護委員をお願いをいたしております中村治子さんの任期が、平成 1 8 年 1 2 月 3 1 日で満了いたしますことから、再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものでございます。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

日程第 9 . 議案第 2 0 7 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 9、議案第 2 0 7 号、平成 1 8 年度系魚川市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 2 0 7 号は、平成 1 8 年度の一般会計補正予算（第 3 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 5, 4 2 4 万円を追加し、総額を 2 9 4 億 1, 5 6 0 万円といたしております。

歳出では、9 月 1 1 日の本会議でご報告いたしました新潟ポリマー株式会社の工場ライン新設計画に伴いまして、大和川地区での産業団地基盤整備事業を追加するものであります。

その内容といたしましては、建設予定地は埋蔵文化財包蔵地としての登録をされており、来年 4 月の工事着手に合わせて急速に遺跡を発掘しなくていけなくなりましたことから、その費用を計上いたしましたものでございます。

歳入では、繰越金を追加いたしております。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

本日提出をいたしております資料、大和川山崎地区遺跡発掘調査に関する概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1 ページでございますけれども、経緯につきましては記載をされておるとおり、新潟ポリマー株式会社では、今後の受注量の増大も視野に入れまして、工場増設の検討を進めてこられました。当市もその情報を受け、産業振興、雇用の場の確保という観点から、当市での計画決定を積極的にお願ひしてきたところでございます。

赤線で四角に囲まれているところが現工場でございます。会社では新設工場は現工場の近接地で、平成 1 9 年 4 月に建設着手を条件として丸印内を最有力候補地として検討を進めたいということでございます。

丸印内の工場建設候補地につきましては、先ほど市長が申し上げたように埋蔵文化財包蔵地とし

て県の遺跡台帳に「山崎A・山崎B遺跡」として登録されているところでございます。このため9月12日から25日までの本掘費用の算出と遺跡現況調査のため確認調査を実施した結果、本調査が必要となったものでございます。

裏面の2ページをごらんをいただきたいと思います。

遺跡の概要につきましては、記載のとおりでございますけれども、今ほど説明いたしました遺跡状況調査などの確認調査につきましては、9月12日から9月25日までの期間のうち5日間実施をいたしております。この結果、遺跡の広がりぐあいは、約3万5,000平米前後と推定されたところでございます。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第207号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．発議第6号

議長（松尾徹郎君）

日程第10、発議第6号、道路特定財源に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

発議第6号、道路特定財源に関する意見書について説明申し上げます。

道路は国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は国民が永年にわたり熱望してきているところであります。

少子・高齢化が進む中、活力ある地域づくり、都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国を実現するためには、高規格道路を含む道路整備は一層重要となっております。

当地方は、公共交通システムが充実しておらず、いきおいマイカー等に頼る生活となっており、あわせて、広大な面積と、豪雪地帯である中山間部を有していることから、地域相互の交流と振興を図るため、生活道路の整備は喫緊の課題であります。

しかし、未整備の道路網が散在しており、重点的に道路整備に取り組んでいるところでありますが、満足できる整備にはほど遠く、より一層道路整備を推進しなければならない状況にあります。

これらの道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者の負担の原則の下に成り立っている制度であり、依然として非常に大きい道路整備の必要性にかんがみ、その用途については、あくまでも道路に関する事業に充てることが適当と考えております。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する基本方針が示され、見直しの作業が進められておりますが、政府におかれましては、地方における道路網整備の実態と、その必要性を認識され、その財源を確保する道路特定財源制度を堅持し、地方の道路整備が遅れることのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議員各位におかれましても趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

発議第6号、道路特定財源に関する意見書に、反対の立場から討論いたします。

道路特定財源を堅持し、地方の道路整備が遅れることがないようにということではありますが、道路網の整備は当然としても、道路整備を特別扱いすることなく、総合的に考えなければいけない問題だと思います。公共交通網の整備としてやらなければいけないのは道路だけではありません。鉄道や空港、港湾などがあり、さまざまな施策の中で整合性をとりながら、総合的に整備しなければならないものであります。

2006年度末の国、地方合計の長期債務残高は、775兆円程度になる見込みと言われております。先進国で最悪の借金財政の中で、道路だけ特定財源で確保しようなどということは許されないことであります。一般財源化することによって、公共交通網を総合的に取り組む財源も確保できるわけでありまして。自動車の排気ガスも大きな要因の1つと考えられている地球温暖化等、地球規模での環境問題に対処するためにも、国としてこれまでの自動車に偏った交通網の整備を再検討すると同時に、環境汚染対策にももっと予算を回す必要があると考えるものであります。

財政面でいえば、一般財源化が財政の本来の姿であり、特定財源などというやり方をいつまでも続けるのはおかしなことであります。道路特定財源制度は、即刻廃止すべきものであります。

雪が多く降り、広い面積を抱える本市において生活道路の整備等、地域の実情に即した取り組みを求めることは当然であります。いつまでも道路特定財源制度を温存することを求める本意見書には反対であります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

次に、畑野久一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。〔26番 畑野久一君登壇〕

26番（畑野久一君）

ただいま議案となっております発議第6号、道路特定財源に関する意見書の原案に対し、賛成の立場で討論を行います。

我が国の産業の振興や国民生活の安定、向上を支える基盤として、道路整備は重要なインフラであり、道路特定財源は長い間、国民の理解を得て、今日まで日本の道路整備に果たしてきた役割はだれでも評価するものと思います。

当地域においても北陸自動車道の開通と4車線化工事は既にも実現いたしました。新市誕生後の重要な行政課題である地域振興策として、道路整備の促進を前提に観光を含めた産業の再活性化を

図り、若者の定着と人口減に歯どめをかけることが喫緊の課題であると思います。また、高齢者や児童生徒の日常生活に欠かせない通院、通学などにおいて、雪国で、かつ公共交通機関に恵まれない当地域にとって、道路の着実な整備は、生活基盤整備そのものであると思います。

特に現在、本市においては市民要望の大変強い糸魚川東バイパス整備事業、親不知防災事業、都市計画道路中央大通り線事業などの基幹交通網の建設促進が大きな正念場を迎えている上、当地域と長野県中信地域住民の長年にわたる悲願でもあります、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期着手のためには、安定した道路財源の確保は不可欠であります。

申し上げるまでもなく、道路特定財源制度は受益者負担の原則のもとに成り立っており、その用途はあくまでも道路整備に充てるのが当然であると考えます。

よって、道路整備への課題が山積している本市にとって、その財源の安定確保のために道路特定財源制度の堅持を求める意見書に賛成するものであり、議員各位の賛同を心からお願いし、賛成討論といたします。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより発議第6号、道路特定財源に関する意見書についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．閉会中の継続調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ただいまの申し出に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、

これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第 1 2 . 議席の一部変更について

議長（松尾徹郎君）

日程第 1 2、議席の一部変更についてを議題といたします。

これより議席の一部変更を行います。

議席は会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議長において指名をいたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読をいたさせます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

それでは、変更の議席番号及び議員名を朗読いたします。

7 番、平野久樹議員、9 番、五十嵐哲夫議員。

以上でございます。

議長（松尾徹郎君）

おはかりいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することと決しました。

なお、移動につきましては、次回の会議からといたします。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成 1 8 年第 3 回市議会定例会の閉会にあたり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る 9 月 4 日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきまして、まことに厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に、当面する主要事項5点につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1点目といたしまして、地域防災計画の策定についてご報告申し上げます。

このたび県との協議が整いましたことから、9月13日に新市の防災計画を策定し、防災会議の委員をはじめ各関係機関に配布いたしましたところであります。

この計画には、地震や風水害など一般的な災害への対策のほか、当市に特に必要な雪害や火山災害、化学工業地域における対策など盛り込んでおります。

また、今後の災害対応の基本として、市や関係機関の連携による防災対策の向上はもちろんのこと、自分たちの身は自分たちで守る、地域で守るという、地域や市民お一人おひとりの防災意識の向上も大きな柱として掲げております。

今後、市といたしましては、市民の皆様はこの計画の概要をお知らせするとともに、防災パンフレットやハザードマップの配布と、地域における防災体制づくりへの積極的な支援を行い、市民の皆様方とともに安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

次に、2点目といたしまして、福祉有償運送ボランティアについてご報告申し上げます。

本年7月から市が主催する運営協議会で、5回にわたってこのボランティアのあり方についての協議を重ねてまいりました。

このほど2つのボランティア団体についてようやく協議が整い、法律の定める手続によりそれぞれの団体から、北陸信越運輸局の新潟運輸支局に申請書類が提出されました。10月1日から新たな道路運送法に即したボランティア活動が行われるものと期待をいたしております。

次に、3点目といたしまして、男女共同参画計画の策定についてご報告申し上げます。

合併前の旧市町のプランを踏まえて、国や県の新たな方針、施策との整合性を図るとともに、時代の流れに対応した施策を総合的に推進するため、新市の男女共同参画計画の策定に着手いたしました。

策定に当たりましては、市内在住の学識経験者、団体、企業等の代表者と公募委員による計画策定委員会を設置して、平成19年度の策定を目標に取り組むことといたしております。現在、公募委員を募集をいたしておるところであります。

また、県が7月から募集を開始いたしましたハッピーパートナー企業に当市が事業所として応募いたしましたところ、県下で7番目、自治体といたしましては妙高市に次いで2番目に登録されたところであります。これにより、男女ともに働きやすい職場環境づくりや女性の能力向上、活用支援などを一層推進するために、アドバイザー派遣や必要な資料、情報などを県から提供していただけるとのことでもあります。

今後は市内の事業所の模範となるべく、職員研修をはじめ庁内での取り組みにも努めてまいります。

4点目といたしまして、林道橋立上路線災害復旧工事の状況についてご報告申し上げます。

平成16年10月の台風及び平成17年10月の地すべりにより被災をし、交通止めとなっております林道橋立上路線の災害復旧について、地すべりが収束をいたしたため、去る9月21日に国の災害査定を受け、復旧延長81メートル、幅員5メートル、査定額1億6,287万円で決定をいただいたところでもあります。

工事の内容といたしましては、法枠工、水抜きボーリング工などを施工し、法面の安定を確保し

た上で、林道の復旧を行うものであります。11月までに入札を行う予定であります。降雪期にかかりますことから、実質的には来年雪解けの後に施工となるものであります。

また、林道上部の土砂崩壊は県営の治山事業で、切土及び覆工ボーリングなどを行い、総額3億円を超える事業となり、現場日程を調整をしながら施工する必要があるため、平成20年まで工事期間を要するものと考えております。

安全を最優先に、工事完了まで交通止めとなりますが、早期復旧に向けて最大限努力をしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、北陸新幹線工事についてご報告申し上げます。

現在、市内全域において工事が進められておりますが、去る8月25日に能生地域のトンネル以外の明かり区間約2キロメートルのうち、工事延長947メートルの能生川橋梁他工事の入札が行われました。白石・オリエンタル・水倉特定建設工事共同企業体が落札をいたしております。

工事内容につきましては、能生川橋梁150メートル1橋、橋脚11基、高架橋9連が主なものであります。工期は40カ月であります。今年の河川渇水時期に橋梁工事を始める予定といたしております。

なお、浦本地区の高峰トンネルにつきましては、6月定例会最終日の行政報告で8月中の貫通予定と申しあげましたが、その後、地盤状況が変わり工事に遅れがあり、10月中に貫通式をとり行う予定といたしております。今後とも、円滑な新幹線工事の促進に努めてまいります。

以上、当面いたしております主要事項5点についてご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、終わりに、平成18年12月市議会定例会の招集日を、12月4日(月曜日)とさせていただきたくお願いを申し上げ、ご報告とさせていただきます。

閉会のごあいさつをさせていただきます。ありがとうございます。

議長(松尾徹郎君)

これをもちまして平成18年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後1時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+

+

+